

1 件 名 三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の人材の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）により介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下、「省令」という。）の一部が改正され、地域包括支援センターの職員について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を可能とするための基準の改正が行われた。

地域包括支援センターの職員配置の基準については、省令で定める基準に従い市の条例で定めることとされていることから、省令と同様の基準を本市の条例中に規定するものである。

3 条例の内容

（１） 介護保険法により従うべきものとされる国の基準内容に則して、次のとおり条例の規定を整備する。

ア 地域包括支援センターに置くべき職員の員数について、現在の配置基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営懇談会が必要と認める場合は、常勤換算方法（複数の非常勤職員の勤務時間数を合算して常勤職員の勤務にみなす方法のこと。）により配置基準を満たすことができるようにするもの

イ 地域包括支援センターに置くべき職員の配置について、地域包括支援センター運営懇談会が認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者数の合計数に応じた数の常勤の職員を、個々に振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようにするもの

この場合において、質の担保の観点から、個々の地域包括支援センターには 3 職種（保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等のことをいう。）のうちいずれか 2 職種の常勤職員の配置をしなければならない。

（２） その他法令改正に伴う所要の規定の整理を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。